

災害とジェンダーの主流化に関する国連文書

十文字学園女子大学・十文字中学高校 橋本ヒロ子

1. 1992 国連環境開発会議（リオデジャネイロ）

Rio Principles (27 principles)

Principle 20. Women have a Vital Role

Women have a vital role in environmental management and development. Their full participation is therefore essential to achieve sustainable development.

Agenda 21, the Rio Declaration on Environment and Development

第3章 メジャーグループの強化

24 節 Women in Sustainable Development

2. 1995 世界女性会議 北京行動綱領

12 重点領域Kが環境と女性

戦略目標 K. 1. あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと

253. 適当な場合、市町村当局を含め、あらゆるレベルの政府により：

あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、環境プロジェクトの管理者、企画者及び立案者、並びに実施者及び評価者などとして参加するための、先住民女性を含む女性の機会を確保すること

戦略目標 K. 2. 持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み入れること

256. 政府により：

(a) 特に国土の環境悪化への対処と予防を意図したものを含む、持続可能な資源管理に関する意思決定及び持続可能な開発のための政策及び計画の開発に、先住民女性を含む女性、彼らの視点及び知識を男性と平等に取り入れること。

3. 2000 年国連特別総会「女性 2000 年会議」（2000 年 6 月 5 日～10 日）北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる「成果文書」）

5. 多くの女性はまた、環境災害、重病及び感染性疾患、並びに女性に対する様々な形の暴力によって特別に影響を被っている。

46. 自然災害による犠牲者や損害の増大により、こうした緊急事態に対応する既存のアプローチや介入方法の非効率性や不十分さが認識されるようになった。かかる事態においては、男性に比べ、女性の方が、家族の日常生活の当面のニーズに対応する責任を負う場合が多い。このような状況に伴い、防災・災害緩和・災害復興戦略を策定・実施するには必ずジェンダーの視点を組み入れなければならないとの認識がますます高まってきている。

56. 世界の大多数の女性が環境資源の供給の生産者及びユーザーであることから、環境資源の持続可能性を確保するためには、女性の知識と優先事項を認識し、これらを環境資源の保全・管理に統合する必要がある。環境、生活の安全、及び日常生活の基本的要件の管理を脅かす災害や緊急事態に効果的に対応するため、ジェンダーに配慮した計画や基盤整備が求められる。

86. (a) 政府の要請があった場合、政府が援助の実施や、適当な場合には、武力紛争や自然災害がもたらす人道への危機に対応する際に用いる、ジェンダーに配慮した戦略を策定することを支援する。

4. 2002 年国連婦人の地位委員会 第 46 回合意結論

Agreed conclusion on environmental management and the mitigation of natural disasters

5. 2005 年 1 月

Hyogo Framework for Action 2005-2015 (World Conference on Disaster Reduction 18-22 Jan. 2005, Kobe, Hyogo Japan

III Priorities for action 2005-2015

General considerations 13

(d) A gender perspective should be integrated into all disaster risk management policies, plans and decision-making processes, including those related to risk assessment, early warning, information management, and education and training.(注 As reaffirmed at the twenty third special session of the General Assembly on the topic “Women 2000; gender equality, development and peace for the twenty-first century)

6. 2005 年 3 月国連婦人の地位委員会 第 49 回決議 49/5 (フィリピン提案)

Integrating a gender perspective in post-disaster relief, recovery, rehabilitation and reconstruction efforts, including in the aftermath of the Indian Ocean tsunami

7. 2011 年 3 月国連婦人の地位委員会 第 55 回決議 55/1 (フィリピン提案)

Mainstreaming gender equality and promoting empowerment of women in climate change policies and strategies

8. 2012 年 3 月国連婦人の地位委員会 第 56 回決議 56/2 (日本提案)

Gender equality and the empowerment of women in natural disasters

6, 7, 8 の比較表は別紙。

ジェンダーと自然災害・気候変動に関する CSW 決議の概要比較

2005 49/5 Integrating a gender perspective in post-disaster relief, recovery, rehabilitation and reconstruction efforts, including in the aftermath of the Indian Ocean tsunami	2010 55/1 Mainstreaming gender equality and promoting empowerment of women in climate change and strategies	2012 56/2 Gender equality and the empowerment of women in natural disasters
<p><u>女性の政策決定への参加・ジェンダー-主流化</u></p> <p>1. 政府の自然災害管理にジェンダー視点をいれる</p> <p>10. コミュニティ福祉センターを含め災害におけるすべての状況ですべてのレベル意志決定への女性の巻き込み。</p>	<p>1. バリ行動計画に基づき女性の参加推進</p> <p>2. 政府の環境・気候変動政策にジェンダー視点をいれ、環境政策のすべての意志決定に十分で平等な女性の参加を保障するメカニズムの強化並びに十分な資源の提供</p> <p>4. 政府、国際機関、市民社会、企業が女性、特に草の根の先住民女性が気候変動政策のすべての領域の計画、開発、実施、モニタリングのすべてのレベルで政策決定者、企業家、計画者、評価者、技術者、技術顧問として参加するように勧める必要がある。</p> <p>7. 政府、国連機関、基金など気候変動政策の実施にかかわっている機関は、すべてのレベルの気候変動の方針決定に女性が十分に参加できるように必要な措置をとり、それら機関の代表や職員のジェンダーバランスとジェンダー認識を推進し、女性や少女の保護、権利、特別なニーズについて訓練を行う。</p> <p>8. 気候変動関連プロジェクトの企画、承認、実施、モニターにジェンダー視点が組み込まれるように女性の参加を推進</p>	<p>(p). 防災、災害救援、復旧・復興のすべての局面においてジェンダーの視点を強化するため、各国政府、国連機関、NGOや民間部門を含む市民社会等その他すべての関係者の間で、建設的なパートナーシップを構築する。</p> <p>2. (a). 国の政策、戦略、計画を見直し、自然災害が女性と男性に与える異なるインパクトを考慮しつつ、防災、災害救援、復旧・復興に関する政策、計画、予算にジェンダーの視点を取り入れるような措置をとる。</p> <p>(b). 防災、災害救援、復旧・復興に関する、資源の配分に関するものを含むすべてのレベルにおける意思決定に、女性の平等な参画の機会を確保する。</p> <p>(c). 防災（災害予防、軽減、事前準備）、災害救援、復旧・復興にジェンダーに配慮したアプローチを適用するため、すべてのレベルの関係機関の能力を強化し、関係者の意識を高め、関係機関間の連携を促進する。</p> <p>(n). 災害管理、および女性の完全な参画を確保する包摂的で災害に強い社会造りの促進に際して、コミュニティ・ベースの組織、女性団体やボランティアを含む市民社会の役割を認識し、更にこれを促進する。</p> <p>5. 国連システム、加盟国その他関係者に対し、2015年の第3回国連防災世界会議を含む、防災に関する取組において、引き続きジェンダーの視点を取り入れを促進するよう要請する。</p>
<p><u>女性や少女のニーズにあった支援、救援など</u></p> <p>3. 救援物資の支給、医療、教育を含むサービスなどの提供は女性や少女の特別なニーズに合わせる。</p> <p>6. 女性や少女で特に縁辺かされたグループの</p>		<p>(d). 防災（災害予防、軽減、事前準備）、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階において、女性・女兒がすべての人権を完全に享受できるよう確保する。</p> <p>(e). 災害救援への男女の平等なアクセスを保証し、食糧・物資、水と衛生、シェルターの設置と管理、安全・治安、身体的、精神的及び緊急のヘルスケア（性と生殖に関する健康を含む）等の提供に際し、特に妊産婦、授乳中の女</p>

<p>脆弱さや能力への特別な注目の必要性</p> <p>9. 災害後の救済、復興、復旧に関する政府国連機関などは女性や少女の保護、権利、特有のニーズについて訓練をし、さらにそれら機関の職員のジェンダーバランスを推進</p>		<p>性、幼児のいる家庭、母子・父子家庭、未亡人のニーズに注意を払いつつ、女性のニーズ、視点、全ての人権の享受に完全に配慮した災害救援と復旧・復興支援を実施するよう最大限努力し、その際、女性の専門家の関与やフィールド・ワーカーのジェンダーバランスを奨励する。</p> <p>(g).特に女性のニーズに対応するための、女性の専門家やボランティアの重要な役割を認識し、災害予防、軽減、事前準備を含む防災、災害救援、復旧・復興における、彼らの更なる参加を奨励する。</p> <p>3. ...防災、災害救援、復旧・復興の取組において、被災国政府と協力して、ジェンダーに配慮した計画策定、資源配分を通じて、女性・女兒の脆弱性や能力に対応するよう奨励する。</p>
<p>経済的復旧への女性の貢献</p> <p>4. 女性の生産資源へのアクセスの改善をして貧困撲滅プログラムの開発と実施。</p>	<p>6. 気候変動により危機にある食料の安全保障に重要な役割を果たす食料生産に従事している農山漁村女性を支援し、エンパワーすること（土地所有権、資源へのアクセスの拡大を含む）。</p>	<p>(h).男女に平等な経済的機会を保証することを支援するため、職業訓練や技能訓練を含め、ジェンダーに配慮した経済的復旧・復興プロジェクト等を策定、実施、評価し、その際、女性の社会・経済的プロセスにおける役割に応じて、正規雇用部門への女性の迅速な統合・再統合への障害を取り除くことに注意し、また自然災害が引き起こす可能性のある都市と農村間の人の移動を考慮する。</p> <p>(i).コミュニティー・ベースのビジネス、必要な社会的サービスの構築及び市場、信用、その他金融サービスへのアクセスへの支援を通じ、自然災害の影響を受けた女性、特に農村女性の収入創出及び雇用機会を促進する。</p>
<p>女性・少女の教育/能力開発</p> <p>13. 政府、国連及び関連機関は災害管理のすべてのレベルでジェンダーに配慮した能力開発を支援すべき</p> <p>7. 災害救済、復興、復旧におけるジェンダー平等及び社会正義を推進するための女性の専門性、知識およびネットワークを活用する必要性およびメディアや情報、コミュニケーション技術への女性のアクセスを推進</p>	<p>5. 政府や関連機関が気候変動にかかわる際、女性の教育、メディア、ICTへの平等なアクセスの推進、研修や能力開発への女性の平等な参加を奨励。</p> <p>10. 性別、年齢別に分けた信頼できる妥当な、ジェンダーに敏感な方法論と政策分析をしているデータベースの開発</p>	<p>(j).自然災害早期警報システムへの男女の平等なアクセスを確保し、男女の固有のニーズや視点、全ての人権を考慮した防災計画を促進し、科学技術分野を含め、ジェンダーに配慮した防災に関する住民意識を高め、すべてのレベルで訓練を提供する。</p> <p>(k).防災に関する情報、訓練、公教育、ノンフォーマル教育への女性・女兒の平等なアクセスと利用を確保し、女性・女兒がこれらのリソースを完全に活用できるようにする。</p>
<p>データベース/統計情報の開発</p> <p>12. ...女性の参画や進歩について正確に状況を把握するために性別に分けた統計データの使</p>		<p>(l).性別、年齢別、障害別の人口・社会経済統計を体系的に収集するとともに、ジェンダーに配慮したニーズ評価と計画策定過程等を通じ、ジェンダー指標の開発とジェンダーによる差異の分析を継続し、これらの情報を防災、災害</p>

<p>用を含め、様々な方策により政府がモニターすることを奨励する。</p>		<p>管理政策やプログラムに統合する。 (m).ジェンダーの視点から災害救援を記録、評価するとともに、好事例、教訓、防災のための技術を含むツールに関する情報を国内、地域、国際的に広く共有し、それら情報の防災計画への統合を促進及び確保する。</p>
<p>災害後の女性に対する暴力 8. 国連機関及びその他の機関が、災害後に女性や少女が性的乱用等の暴力にあわないようにジェンダーに配慮した行動規則の開発/実施、性的乱用などにあった女性/少女のケアと支援など必要な措置を執ること 11. 自然災害復興、復旧などにおいて女性や少女が人権の十分な行使ができるように保護</p>		<p>(f).災害後の状況において、性やジェンダーに基づく暴力や、人身取引のリスク、女兒、保護者のいない子どもや孤兒の特別の脆弱性を含む、様々な形態の搾取の予防に特別に注意を払うよう確保する。</p>
<p>暴力にあった女性への支援</p>		<p>(g).災害後の状況において、女性が再度被害者にならないよう女性のニーズを考慮し、性やジェンダーに基づく暴力の被害者の保護、ケア及び支援、さらに、適切な場合には、被害者に対し、特に取調べ、起訴における支援のための法的サービスやその他関連サービスの提供を確保する。</p>